

第26回参議院議員通常選挙の投票日は、

7月10日（日） 予定です

※期日前投票及び当日の投票日については、確定ではありませんので変更になる場合があります。

令和4年7月10日執行予定の
参議院議員通常選挙について

▽公示日（予定）

6月22日（水）

▽投票日（予定）

7月10日（日）

午前7時～午後8時



今回の選挙で

投票できる人

- ①～③の条件を満たす人
- ① 満18歳以上（平成16年7月11日以前の出生）の人
- ② 引き続き3か月以上（令和4年3月21日以前から基山町の住民基本台帳に登録されている人
- ③ 選挙人名簿に登録されている人

期日前投票を

ご利用ください

投票日当日どうしても投票に行けない方々のために、期日前投票を受け付けています。

▼期間

6月23日（木）～

7月9日（土）

▼時間

午前8時30分～午後8時

▼場所

基山町役場1階ロビー

▼必要なもの

入場券

※役場が閉庁となる土・日曜日も受け付けますのでご利用ください。

投票に行くときは

投票をする際には、入場券が必要です。

入場券は郵送しておりますが、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

不在者投票について

仕事や旅行などで、投票日や期日前投票期間中に基山町の投票所に行くことができない人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。また、指定病院等に入院等している人などは、その施設内で不在者投票ができます。

郵便等による

不在者投票について

身体に重度の障害がある次の人は自宅で郵便等による不在者投票ができます。

①身体障害者手帳の交付を受けた人で

・両下肢等の障害の程度が1級又は2級の人

・内臓機能の障害の程度が1級又は3級の人

・免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級までの人

②戦傷病者手帳の交付を受けた人で

・両下肢等の障害の程度が特別項症から第2項症までの人

・内臓機能の障害の程度が特別項症から第3項症までの人

・肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症までの人

③介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載してある人

また、同制度に該当する人で、上肢又は視覚の障害の程度が1級

(特別項症から第2項症)の人は、代理記載制度を利用することができます。

ただし、これらの制度を利用するためには事前の申請が必要となります。

指定病院・老人ホーム等

での不在者投票について

▽不在者投票ができる人

都道府県選挙管理委員会の指定する病院に入院、指定老人ホーム等に入所している選挙人で不在者投票事由に該当する人

▽投票用紙の請求方法

不在者投票をしようとする選挙人は、選挙管理委員長に対して自ら請求するか、指定病院等の長又は代理人が選挙の期日の前日までに請求します。

▽投票の方法

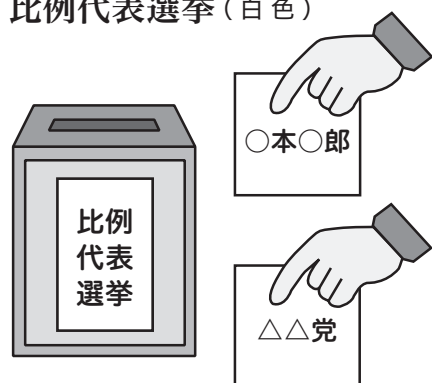
指定病院等で不在者投票を行うか又は、現に所在する地の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票をします。

投票の方法

選挙区選挙は、投票用紙に選挙区の候補者名を記載して投票します。

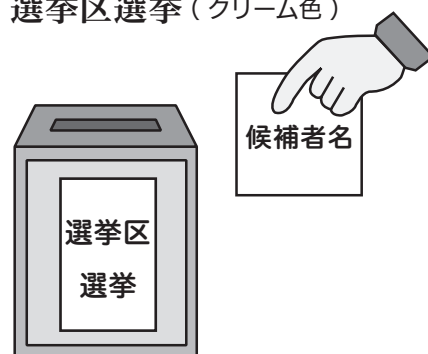
比例代表選挙は、投票用紙に比例代表の候補者名又は政党等名を記載して投票します。

比例代表選挙(白色)



候補者名又は
政党等名を書いて投票

選挙区選挙(クリーム色)



候補者名を書いて投票

相続した不動産でお困りですか？

- ☑ 空き家のまま放置してしまっている
- ☑ 複数の不動産を相続してどうしていいかわからない
- ☑ 固定資産税などの維持費の負担が大きい
- ☑ いくらで売れるか査定だけでもしてみたい



相談無料

まずは気軽にご相談!

0942-82-2408

株式会社坂口組 不動産事業部
〒841-0004 鳥栖市神辺町 450-3





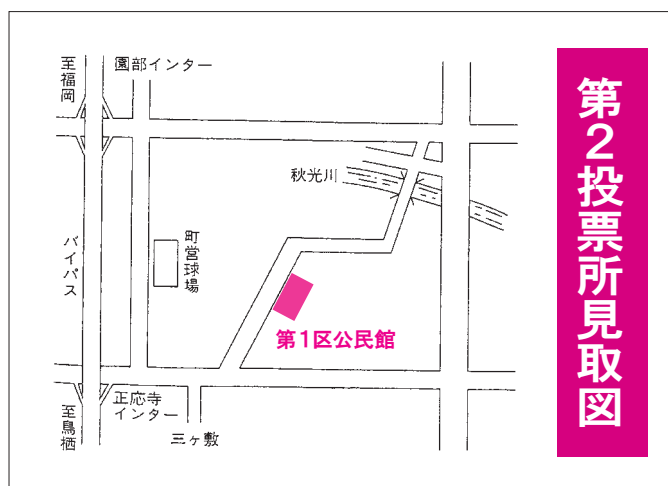
投票所はご存じですか？

投票は次の場所で**午前7時から午後8時まで**行われます

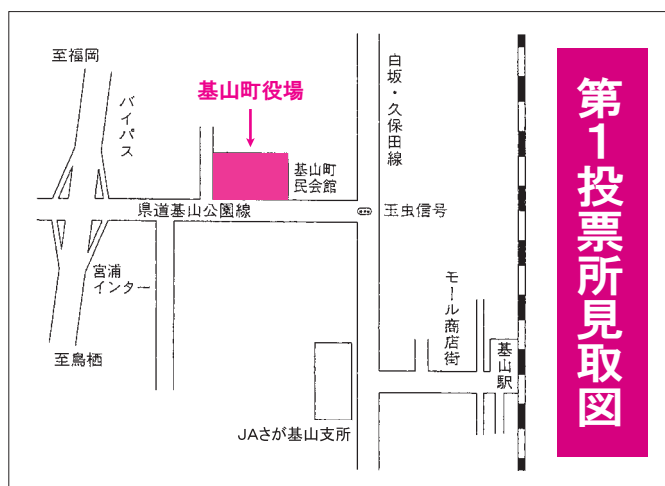
問 基山町選挙管理委員会事務局（総務課内） ☎92-7915

入場券に書いてある投票所以外では投票できませんのでご注意ください。

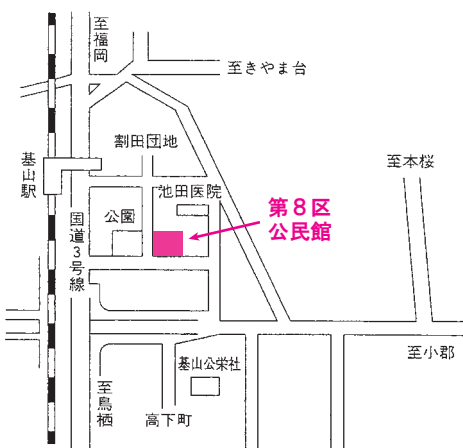
投票区	投票所	対象区域
1	基山町役場	3区（上町第1・第2、グレースフル基山駅を除く）、12区
2	第1区公民館	1区
3	第2区公民館	2区
4	第4区公民館	4区
5	若基小体育館	6区、14区、15区、16区、17区
6	第13区公民館	10区、13区
7	第8区公民館	5区、8区、上町第1・第2、グレースフル基山駅
8	第7区公民館	7区（西長野を除く）
9	第11区公民館	11区、西長野
10	第9区公民館	9区



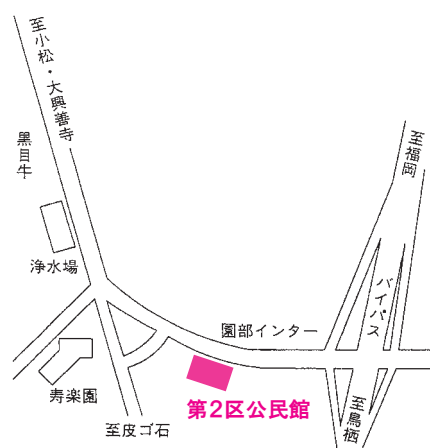
第2投票所見取図



第1投票所見取図



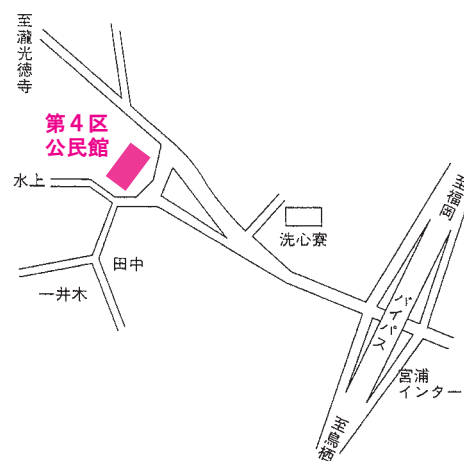
第7投票所見取図



第3投票所見取図



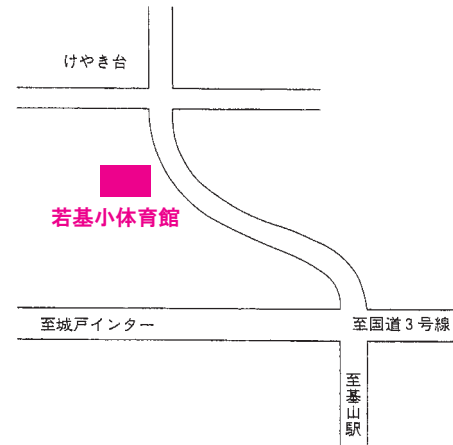
第8投票所見取図



第4投票所見取図



第9投票所見取図



第5投票所見取図



第10投票所見取図



第6投票所見取図